徳島県家庭教育 支援

どは、 かな情操、 てきた。 さ及び人と人 徳島県では、 愛情による絆で 教育 人に との 地域 0 原点 で結ば する思 絆 \mathcal{O} 自然 であ \mathcal{O} 強さを生か いやり、 り、 \mathcal{O} れた家族との 恵み、 全ての教育 かし、家庭と地域社会が一体阿波踊りや人形浄瑠璃など族との触れ合いを通じて、家 善悪の り判断などの基本的目の出発点である。 などの基本的な倫理観、自立心、 会が一体となっ 瑠璃などに見られる伝統 また、 家庭で育まれるも 基本的 て子 供 な生活習慣 の成長を支え と文 \mathcal{O} であ 化 る。 の豊

自覚し、 体となって家庭教 きた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を 家庭とそれを取 過干涉、 しなが 自主的に取り組 , 6 放任 育を支えていくことが必要となっている。 近年で など家庭の教育 り巻く環境が大きく むとともに、 家族形 力 態 の低下が指摘され 変化し、家庭と子供が抱える問題のの多様化、少子化、地域とのつなが 家庭を取り巻く地域、 7 いる。そこで、 学校、 事業者、 これまで行 複雑 り 行 \mathcal{O} 化 などが 及び化 わ れ 7

に喜びを実感できる徳島県 ここに、各家庭が家庭教育に自主的に 家庭教育を地域全体で支援する社会的 \mathcal{O} 実現を目 指 して、このを引いった。子供たち気運を醸成することで、子供たちに この条例を制定する。 の健やかな成り 成長に

(目的)

第 の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、 のとれた発達に この条例 は 寄与することを目的 家庭教育 \sim の支援 とする E つい 7 \mathcal{O} 基本理念及びその実現を図 「るため 子供必 和

(定義)

- 第二条 他の者で、 この 子条例 Kを現に監禁的において 護する者をいう。 \neg 家庭教育 らとは、 以下 保護者 一同じ。)が子供に対し護者 (親権を行う者、 して行う教育を 未成 年後 見 人 そ う \mathcal{O}
- 2 この条例 「子供」とは、おおむね 八歳以下の者をいう。
- 3 提供 ども -九条第 の条例 亰 \mathcal{O} 規定する学校 屋をいう。 推進に関す 一項に におお いいて る法律 規定する保育所及 (大学を除く。)、児童福祉法て「学校等」とは、学校教育法 (平成十八年法律第る保育所及び就学前 七十七号)第二条第六項に規定する認定この子どもに関する教育、保育等の総合的な (昭和二十二年法律第百六 (昭和二十二年法律第二十 六号) 第 -四号)
- 二百六十条 を \mathcal{O} 条に規定する社会教育関係団体、 条例にお の二第一項に規定する地 V 7 「地域活動団体」とは、 縁に 地方自治法(昭和)は、社会教育法 よる団体そ の他 (昭和二十二年法律第六十七育法(昭和二十四年法律第二 \mathcal{O} 寸 体 で地 域 的 な活 第二百七号 を行うも

本理念)

の全 家庭教育 ての 識 が の下 構成員が 一体とな に、 への支援は つて取り組み、家庭教育の 市 町村、 組 保護者が子供 むことを旨として行 の自主性を尊重しつ 学校等、 地 の教育に 域住民 つ、 われ いつ地い 各々 なけ 7 域活動団体 第 れ \mathcal{O} _ ばならな 役割 義的責任を有 を果たすととも 事業者そ す $\overline{\mathcal{O}}$ る 他 \mathcal{O}

の責務

- 第四条 教育 を支援 するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 前 条に 規定する基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっ とり、
- と連携 たっ 7 して取 項 市 り組むも 町 \mathcal{O} 村 規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、 保護者、 のとする。 学校等、 地域住民 地 域 活動 団 体 事業者その 業者その他 のす る 関 係に 者
- 3 当たっては、 県は、 第一項の 様々な家庭 規定により家庭教育を支援するため の状況に配慮するも のとする。 \mathcal{O} 施策を策定し、 及び

市 町 村との連携)

- 第五条 ときは、 (保護者等の役 県は、 市町村に対して情 市 割) 町村が家庭教育を支援する 報 の提供 技術 的た 別言そ 8 の施策を策定 の他必要な支援を行うも L 又 は 実施 L のとす ようと す
- 第六条 身 性を尊重し、 \mathcal{O} とする。 の調和のとれた発達を図るととも 保護者は、 愛情をもって接し、子供のは、基本理念にのっとり、 に、 自らも 基本的な生活習慣の自らの果たす役割と 果たす役割と責任を自 保護者とし て 確立、 成長 i していく 覚 Ļ よう の育成及 子供 努め \mathcal{O} び心 自
- 2 とする。 子供の祖 父母 は、 基本理念に \mathcal{O} 0 とり、 家庭教育 に 積極的に協力するよう努め \mathcal{O}

(地域住民等 割

- 第七条 する。 に努めるととも 守り続けた地域の歴史、伝統、 地域住民は、地域住民等の役割 に、 基本理念にの 保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備 文化、 っとり、 行事等を伝えることを通じ、子供の健全な育成 保護者及び学校等と連携して、 に努めるも 人 が 創造 لح
- 2 \mathcal{O} 取組を行うよう努めるものとする。 地域活動 団体 は 基本 理念にの っと り、 保護者と連携 て、 家庭教育を支援す る た 85
- 3 策に協力するよう努めるも 地域住民及び地域活動団体は、 のとする。 県及び 市 町 村 が実施する家庭教育を支援するた 8 \mathcal{O} 施

(事業者の役割)

- 第八条 従業員の とする。 事業者は、 2仕事と家庭生活な来者は、基本理念に とに の両立が図 図られ 図られるよう! 家庭教育にb 7必要な就業環境の数における保護者の役割 整割 備等重 等 に 要性 努めに る 鑑 4
- 2 めるものとする。 事業者は、 県及 び 市 町 村 が 実施する家庭教育を支援するため \mathcal{O} 施 策に 協力するよう

(学校等における の支援

- 第九条 とともに、 県は、 ての学びの支援) 自立心を育成するた 学校等が F成するための取組ない、保護者と連携して を行 て、 子供に うことを支援 基本的な す くるも 生活習 \mathcal{O} とす 慣を身に Ź. 付 け さ
- 知識、 項 親とし お 子育 VI ての学 て同 ての知識その他 ľ び)を支援する学習方法 (保護 者が \mathcal{O} 親として成長するために必 子供 \mathcal{O} 発達段階に \mathcal{O} 開 発及 びそ 応 Ü の普及を図るもの 7 要なことを学ぶ 大 切 に す ベ き家庭教

こと

- 2 会を提供することを支援するも 市町村 地域活動団体その他の のとする 関係者が、 親として の学びを支援する学習 \mathcal{O}
- (親 に なるための学びの支援)
- 第十一条 びその普及を図るものとする。 になることについて学ぶことをいう。 県は、 親になるための学び (子供が保 次項に お 護者 いて 同じ。) の役 割、 子育 に関する学習方 7 \mathcal{O} 意義そ 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 開 将 発及 来親
- 2 ŧ のとする。 県は、学校等が 親になるため の学び に関する学習 の機会を提供 することを支援す

(人材の養成等)

- 第十二条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質 に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。 \mathcal{O} 向 上並 び 家庭教 育
- (保護者、 学校等、 地域住民等の連携した活動 の促進)
- 第十三条 庭教育を支援するため 県は、保護者、 の活動を促進 学校等、 地 造するものと, 地域住民その! す \mathcal{O} とす 他の関係者が Ź 相 互. に 連 携 て 取 り む 家

(相談体制の整備等)

第十四条 その他の必要な施策を講ずるも 県は、 家庭教育に関する相談に応ずるため、 のとする。 相 談 体 制 \mathcal{O} 整 相 談 窓 \Box \mathcal{O}

(広報及び啓発)

- 第十五条 家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県早県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、十五条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び める啓発を行うものとする。 分析及び提供 県民 家庭教育 の理解を深 を行うも の重要性並 め、 \mathcal{O} 意識 とする。 びに
- 実施
- 第十六条 欲を高 実施するものとする。 第三条に規定するとく 十六条 県は、家庭教育についての(とくしま教育週間における事業の めるため、とくしま教育の日 しま教育週間を中心 を定める条例(平成十六年徳島県条例第三十五号) 関心と理解を深め、 として、 の条例 積極的に家庭教育を実践 \mathcal{O} 目的 12 ふさわ 事業を はする意

(財政 上の措置)

七条 ずるよう努めるも 家庭教育を支援するため \mathcal{O} とする。 \mathcal{O} 施策を推進するため、 必要なる 財 政 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 例 は、 平成二十八年四月一日 カゝ ら施行する。

提案理

必要な 庭教 必 要が 家庭 育 教育 あ 生 への支援に いる。これが上活習慣の への支援に れ が 確立並びに子供 関する施策を総合的 この条例 つい 7 の基本理 案を提出 の自 出する理由である。 念及びその実現を図 に推進することにより、 るために 子供 和 \mathcal{O} لح 必 \mathcal{O} れた発達 健全な成長の 要な事項を定 に寄与する ために